

地域における生物多様性保全に関する施策 (環境省)

生物多様性基本法 (平成20年6月制定・施行)

◆ 地域の生物多様性の保全に関する主な規定

- 地方公共団体の責務(第5条)
→地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施

国の責務(第4条)・・・基本的かつ総合的な施策の策定・実施

- 生物多様性地域戦略(第13条)
→都道府県・市町村が策定(努力義務)
都道府県・市町村の区域における基本的な計画

生物多様性国家戦略(第11条)・・・国が策定

生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)

◆ 地域の生物多様性の保全に関する主な施策

- 地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みの検討



(環境省、農林水産省、国土交通省)

生物多様性保全活動促進法の制定(平成22年)

- 地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動や総合的な計画づくりの取組の支援(環境省)



地域生物多様性保全活動支援事業の実施(平成22年度～)

地域生物多様性保全活動支援事業

◆ 目的

「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略2010」を受けた自然共生社会づくりを着実かつ効果的・効率的に進めていくため、地域における生物多様性の保全活動を支援するとともに、生物多様性保全に関する国民運動を盛り上げる。

◆ 事業の種類(1/2)

- ①生物多様性保全計画策定事業(委託事業:国費10/10)
 - ・内容:生物多様性保全に関連する法律に基づく法定計画等の策定
 - ・対象者:地方公共団体、NGO・NPO、事業者、民間団体、協議会など、生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定主体

◆ 事業の種類(2/2)

② 生物多様性保全実証事業(委託事業:国費10/10)

- ・内 容:①の法定計画等に基づく先進的かつ効果的な取組
- ・対象者:①の法定計画等に位置付けられた実施主体

③ 地域生物多様性保全補助事業(交付金:国費1/2以内)

- ・内 容:地域の多様な主体の連携・協働による生物多様性の保全・再生活動

- i 野生動植物保護管理対策
- ii 外来生物防除対策
- iii 重要生物多様性地域保全再生

- ・対象者:地域の多様な主体により構成される「地域生物多様性協議会」

◆ 事業規模(平成22年度)

○予 算 額:242百万円

○採択事業数:40件

◆ 採択事業の内訳(平成22年度)

① 生物多様性保全計画策定事業:13件(②と重複あり)

- ・・・生物多様性地域戦略(生物多様性基本法)の策定
- 保護増殖事業計画(種の保存法)の策定

② 生物多様性保全実証事業:5件(①と重複あり)

- ・・・特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法)の実証
- 防除実施計画(外来生物法)の実証 等

③ 地域生物多様性保全補助事業:25件

採択事業の例(平成20年度～22年度)

★地域における希少種の保護

○豊岡コウノトリ生息地保全対策事業

兵庫県豊岡市では、先般放鳥された地域のシンボルである当該種の野生復帰を図るため、県や市、地域住民、農家など様々な地域の主体が連携・協力して、コウノトリの餌場となる水辺の整備、水田における減・無農薬農法による米作り、市民参加型の田んぼの生き物調査、野生復帰に向けた研究等、地域ワークショップの開催等の活動を実施。



耕作放棄された水田を
コウノトリ採餌湿地として整備

○ムサシトミヨ保護事業

埼玉県熊谷市では、ムサシトミヨの生息環境保全のため、県や市、NGO・NPO、地元自治会、漁協等が連携・協力して、水源地を保全するための維持管理や草刈り等を行うとともに、ムサシトミヨに関する学習会やイベントを実施し普及啓発を図っている。



生息を保全するための草刈り

○富士見町アツモリソウの里環境保全事業

長野県富士見町では、盗掘や大型哺乳類による食害等により野生個体の減少が進むアツモリソウ等を保護するため、町や植物園、高校、ボランティア、企業などが連携・協力して、監視活動や食害防止柵の設置等を行うとともに、無菌播種による増殖技術の開発を進め、かつて自生していた場所に培養苗を実験的に植栽するなど系統保存にも取り組んでいる。



富士見町内に自生する
アツモリソウ

○今津干潟カブトガニ産卵場整備事業

福岡湾で唯一カブトガニの産卵が確認されている今津干潟(福岡市)では、カブトガニの生息環境を保全するため、県や市、自治会、漁協、大学などが連携・協力して、砂の流出等により産卵場の機能が低下しつつある砂浜の産卵場整備を行っている。



カブトガニ

★二次的自然の保全・管理活動

○夷隅川流域における生物多様性保全再生事業

房総半島の夷隅川流域(千葉県いすみ市)では、耕作放棄地の拡大や里山の荒廃、流竹木が散乱する河口付近の砂浜など、流域それぞれの地点で生物多様性に関する課題がある。

このため、県や市、NPO等が連携・協力して、里山や谷津田の整備、アカウミガメの産卵環境を保全するための海岸清掃など流域が一体となった取組を進めるほか、シンポジウム開催など普及啓発を行っている。



里山の整備

○いしかわの里山の生物多様性保全再生事業

石川県金沢市近郊の丘陵地と珠洲市等のため池群は、希少種が生育・生息する生物多様性が豊かな重要な里山だが、過疎化・高齢化により荒廃しつつある。

このため、県や市、大学、森林組合、NPO、ボランティア等が連携・協力して、ギフチョウやキンランの生息・生育地となっている森林や竹林の整備を行うとともに、希少水生昆虫などが生息する能都地区のため池群において、ビオトープの整備や外来種の防除などを実施する。



里山保全活動
(モウソウチクの伐採)

★二次的自然の保全・管理活動

○東近江市ニホンジカ保護管理事業

滋賀県東近江市では、ニホンジカによる生態系や農林業被害を防止するため、県や市、猟友会、商工会等が連携・協力し、シカの行動圏調査、個体数調整、シカ防護柵の設置、シカ肉を活用した地域活性化に向けた取組を行っている。



GPSを利用したシカの行動圏調査

★外来種の防除活動

○京都北中部特定外来生物(アライグマ)防除対策事業

京都府の北中部は近畿圏の脊梁部に位置しており、農林業を通じた里地里山としての環境が維持されており希少動植物の生息地となっている。

近年、大都市圏から侵入してきたと思われるアライグマの生息数が急増しており、在来種の駆逐が危惧されている。このため、府や近隣市町が連携・協力し、効果的な防除活動に取り組んでいる。



アライグマによる食害

(参考)里地里山の保全・活用に関する施策

◆これまでの成果

平成16	里地里山保全再生モデル事業 （全国4地域）を実施（平成19年度まで）
平成19～	技術研修(里なび研修会)を毎年度開催
平成20	里なびホームページ開設（活動団体登録、専門家登録の開始）
平成20	モデル事業を踏まえ「 里地里山保全再生計画策定の手引き 」発行
平成20～	ホームページにより保全活動・活動場所、専門家などの登録・紹介を実施
平成21	アンケートにより、 全国約600件の活動事例を把握
平成21	上記アンケート結果から 特徴的な取組60事例をインターネットで紹介
平成22	平成20年度から収集・整理した海外事例を合わせ、自然資源の持続可能な利用・管理に関する手法例集(日・英)をインターネットにより提供
平成22年9月	「里地里山保全活用行動計画」の策定
平成22年10月	においてSATOYAMAイニシアティブを提案、国際パートナーシップを設立、里地里山保全活用行動計画(英語版)を作成、配付



ヒガンバナとキアゲハ

前文

1 問題の背景

里地里山の 定義と特性

里地里山の現状

- 動植物の生息・生育環境の質の低下
- 人と野生鳥獣の軋轢の深刻化
- ゴミの投棄
- 景観や国土保全機能の低下
- 管理の担い手の活力の低下

里地里山の重要性

- 生物多様性の保全
- 新たな資源としての価値
- 景観や伝統的生活文化の維持
- 環境教育・自然体験の場
- 地球温暖化の防止

2 計画の目的 と位置付け

計画の目的

- さまざまな主体による保全活用の取組の基本方針や進め方、また国が実施する関連施策を提示
- 里地里山の意義への理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開

計画の位置付け

- 生物多様性国家戦略 2010 の里地里山における施策の実行計画
- 地方公共団体が行う里地里山保全活用施策立案・実施のガイドライン

3 保全活用の 理念

- 生態系の安定的な存続のため、生態系や自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利用を推進
- 地域の伝統的な自然共生の知恵に学びつつ、科学的知見に基づき展開
- あらゆる立場からの参加と協働により、共有の資源（新たなコモンズ）として国民全体で支え、未来に引き継ぐ

4 保全活用の 方向性

- 国民全体が里地里山を共有の資源と感じ、保全活用の取組に積極的に参加・協力
- 地域ごとに典型的な里地里山の保全活用が確保され、これにより国土レベルでの生物多様性保全を実現
- 多様な生態系サービスが発揮され、それらを通じて地域社会の活性化にも貢献

5 保全活用の 基本方針

- 国、地方公共団体、企業、農林業者や地域コミュニティ、市民・NPO、専門家・研究者がそれぞれの役割を分担しつつ、連携・協働
- 国は、関係省庁が連携して先導的事業を推進
- 地域の特性に応じ、取組手法を選択し、取組対象を設定
- 専門家の参画等により、生物多様性の観点を反映

6 保全活用の 進め方

- (1) 国民的取組のための基盤づくり
- (2) 経済的手法の導入
- (3) 持続可能な利用のための伝統的技術の保存、新たな利用技術の開発等による資源の循環利用の促進
- (4) 里地里山の現状把握とモニタリングの推進
- (5) 里地里山の特性評価等の実施とこれに応じた保全活用の実施
- (6) 地域レベルでの取組基盤の整備

7 国による 保全活用施策

- (1) 国民の関心や理解の促進
- (2) 生物多様性の把握や評価のための科学的基盤の整備
- (3) 野生動植物や保護地域等の保全
- (4) 農林業活動や農山村の維持・活性化を通じた保全活用
- (5) 景観・伝統文化の保全と交流の促進による活性化
- (6) 伝統的技術の再評価と新たな資源としての活用
- (7) 自然体験・環境教育の場としての活用
- (8) 地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進・支援